

☆独法等整理合理化案／叩き台

北沢 栄

* 主要な改革スキーム

I. 独立行政法人等 6 法人

II. 公益法人“横串” → 12 制度・慣行、契約等

I. 独法等

① 国立病院機構 →

I 案) 労働者福祉機構と統合

II 案) 国立病院 → 一部民営化(黒字法人) + 地域中核病院を軸に
整理・統合 → I 案による「統合」後、II 案を実施、も選択肢

② 労働者健康福祉機構 →

I 案) 国立病院機構と統合

※双方のネットワーク機能を生かす

II 案) 労災病院 → 労災専門病院を全国 2~3 に集約 + 他は廃止(一般
の民間病院として存続) → I 案による「統合」後、II 案を実施、も
選択肢

※労災医療機能の集約化に伴い労災看護専門学校等の機能見直し

③ 国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所 → 統合 → 食と医薬の研究 シナジー効果および統合による事務・事業のスリム化

④ 労働政策研究・研修機構 → 「同独法を廃止・国が直営」を含め、さらに検 討を進める

・ 研究機能については、現状では不十分なためこれを強化し、民間を活用する

・ 研修機能については、労働大学校は廃止(施設は売却) → 研修は労働大学校以外の施設を使うか巡回方式で実施 → 研修施設は他省を含め一元化もしくは集約化(たとえば財務省直轄の財務総合政策研究所研修部)

- ・ 研究・研修を本省が直接担う場合、労働基準局、職業安定局の本省職員数計 552 人、出先の労働基準監督署とハローワークに計 17,000 人弱 (2010 年度末) → これらの人材を活用して事業を再構築 → Scrap & Build → 労働政策のコアとなる調査・研究に力を注ぎ、民間を活用する
- ⑤ 中央労働災害防止協会 → 解散 or 特例民法法人 or 営利法人(民間企業)に移行 → 特別民間法人は不透明なゆえに制度として廃止 → 原資の特別会計資金は、競争的資金として民間で活用

II. 公益法人

〈制度・慣行、契約など〉

- ① 指定法人の制度を廃止 → ①原則、一般競争契約とし、たとえば介護労働安定センターのような「全国で1つ」に限った指定法人は廃止、②国家試験・資格のように例外的ケースを設ける必要がある場合は、その理由の情報開示およびプロポーザル方式を含む参入要件など新ルールを制定
- ② 登録に基づく事業は、登録要件の緩和・見直しを行い、たとえば日本ボイラ協会のような場合、「複数登録」を広げ、競争性を導入
- ③ 「特定の補助金等を特定の法人に毎年度支出する」慣行は廃止 → たとえば、こども未来財団のような場合、支出先を一般公募、競争性を導入
- ④ 委託事業を他法人に丸投げするなど、受け取った補助金等を第三者に再交付する、たとえば、ヒューマンサイエンス振興財団のようないわゆる“トンネル法人”に対しては、必要性が認められる事業のみ補助金等を本省から直接、事業実施法人に交付する仕組みに改める
- ⑤ 国の補助金等が年収の3分の2以上を占める、たとえば、産業医学振興財団のようないわゆる“丸抱え法人”に対しては、必要性が認められる補助金等に関し、2002年3月の閣議決定(比率を3分の2未満に縮小)の順守にとどめず、さらに2分の1未満に縮小させる
- ⑥ 国家試験、資格付与を実施する、たとえば社会福祉振興・試験センター、柔道整復研修試験財団のような法人の場合、必要性を検証した上で整理・統合する
- ⑦ 障害者施設や介護施設の運営法人については、独法・のぞみの園を含め入居者の高齢化と希望を考慮し、たとえば労災サポートセンターのような場合、特別養護老人ホームや社会福祉法人施設、地方自治体施設など類似施設の活用を検討する

- ⑧ 国の助成事業や委託研究事業などの成果に関し、情報公開を徹底するため、インターネット上のホームページでの情報開示について共通の必要条件を明示したガイドラインを設ける
- ⑨ 類似法人は事業の必要性が認められる場合は整理・統合する
- ⑩ 事業仕分けで「廃止」評決法人は廃止する
- ⑪ 随意契約の「原則、廃止」(会計法第 29 条)の適用を徹底させるために、同条を改正し、罰則・公表規定を追加する → この実現に向け、厚労省は省令等の制定など必要な措置を取る
- ⑫ コンプライアンス違反を犯した、たとえば雇用開発協会のような法人に対しては、当該法人の廃止、国や独法からの補助金等や契約・取引の停止など厳正な処分を行う

以上